

船舶事故等調査報告書

平成25年4月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012函第36号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年6月6日 04時30分ごろ
発生場所	北海道様似町様似港南方沖 様似港外西防波堤灯台から真方位186° 7.1海里（M）付近 （概位 北緯42° 00.3′ 東経142° 53.6′）
事故等調査の経過	平成24年7月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 ^{ジーシー フェーバー} J C FAVOR（ベリーズ籍）、1,997トン 9010101（IMO番号）、FAVOR MARINE CO., LIMITED B 漁船 ^{たいあん} 大安丸、4.6トン HK3-112793（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A（中華人民共和国籍）、免状不詳 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首外板に擦過傷 B 左舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷
事故等の経過	A船は、船長Aほか12人が乗り組み、様似港南方沖を南東進中、 B船は、船長Bが1人で乗り組み、様似港南方沖漁場での操業を終えて平成24年6月6日04時25分ごろ同漁場を発進し、針路を真方位約005～010°に定めて自動操舵により、約11ノットの対地速力で様似港へ向けて北進中、04時30分ごろ、様似港南方沖において、A船の右舷船首とB船の左舷船首が衝突した。
気象・海象	気象：天気 霧、風向 北東、風力 3、視程 約10m 海象：波向 北東、波高 約1m 海上濃霧警報発表中
その他の事項	船長Bは、衝突前、12Mレンジとしていたレーダーで船首方に物標を探知したが、肉眼で確認したところ何も見えなかったため、同物標について、その後の動静監視を行わなかった。 船長Bは、衝突直前までA船に接近していることに気付かなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与	A 不明、B あり A 不明、B なし A 不明、B あり

<p>判明した事項の解析</p>	<p>A船は、霧による視界制限状態の様似港南方沖を南東進中、北進中のB船と衝突したものと考えられるが、A船から情報が得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>B船は、霧による視界制限状態の様似港南方沖を北進中、船長Bが、レーダーを使用した見張りを適切に行っていなかったことから、衝突直前までA船に気付かずに航行を続け、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、霧による視界制限状態の様似港南方沖において、A船が南東進中、B船が北進中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 視界制限状態時の航行に当たっては、レーダーを使用した見張りを適切に行うこと。 ・ 視界制限状態時は、音響信号を適切に行うこと。